

第5号議案 労働保険事務組合事務処理規約変更（案）承認の件

労働保険事務組合事務処理規約 改正 新旧対照表

頁	改正後	改正前
6	<p>(督促を受けた場合の事務)</p> <p>第12条 本事務組合は、委託会員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された納期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託会員に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(督促を受けた場合の事務)</p> <p>第12条 本事務組合は、委託会員について法第26条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第26条第1項の督促状を受けたときは、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された納期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託会員に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
6	<p>(延滞金の通知を受けた場合の事務)</p> <p>第13条 本事務組合は、委託会員が法第28条第1項の規定による納入通知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、すみやかに委託会員にその納付書を送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(延滞金の通知を受けた場合の事務)</p> <p>第13条 本事務組合は、委託会員が法第27条第1項の規定による納入通知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、すみやかに委託会員にその納付書を送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
6	<p>(領収書の交付)</p> <p>第14条 本事務組合は、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する場合において委託会員から労働保険料等の交付を受けたときは、労働保険料領収書(組機様式第16号)をすみやかに発行し、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するものとする。</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第14条 本事務組合は、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する場合において委託会員から労働保険料等の交付を受けたときは、労働保険料領収書(組様式第8号)をすみやかに発行し、徴収及び納付簿に所定の事項を記載するものとする。</p>
6 ～ 7	<p>(労働保険料等の納付責任)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法第21条第1項又は第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第18条に規定する事由があるときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責めを負うものとする。</p>	<p>(労働保険料等の納付責任)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法第21条第1項又は第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第27条第1項に基づき、政府から徴収金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第18条に規定する事由があるときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責めを負うものとする。</p>
7	<p>(追徴金の納付責任)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(徴収金の納付責任)</p> <p>第17条 (略)</p>